

鈴鹿警察署協議会議事録

令和4年度第3回鈴鹿警察署協議会	
日時 場所	令和4年11月28日（月）午後1時30分～午後2時45分 鈴鹿警察署3階会議室
出席者	<p>1 警察署協議会委員 10名 麻生洋一郎委員、大井沙矢加委員、岡田篤典委員、岡野勝仁委員、岡本隆委員、倉田澄子委員、清水啓子委員、宮田陽一委員、村上道哉委員、森雅人委員</p> <p>2 警察署 13名 署長、副署長、事件指導官、会計課長、留置管理課長、警務課長、生活安全課長、地域課長、刑事第一課長、刑事第二課長、交通第一課長、交通第二課長、警備課長</p>
傍聴者数	なし
公開・非公開の別	公開
議 事 概 要	
<p>1 警察署長挨拶</p> <p>2 交通警察の現状と対策（交通第一課長、交通第二課長） 可搬式オービスを展示し、速度取締り指針について説明した。 また、安全横断用シミュレーターを使用した交通安全教育の実施について説明した。</p> <p>3 駐在所の再編整備について（警察署長） 令和4年末に久間田駐在所が石薬師駐在所に統合される。 これについては、地域の将来人口や治安情勢、施設の老朽化等を総合的に検討し、判断した旨を説明するとともに、統合後は、平成30年以降に多発した交番駐在所襲撃事件の教訓から勤務員を複数配置する旨説明した。</p> <p>4 協議事項</p> <p>(1) 可搬式オービスについて <委員> 従来のオービスは、肖像権やプライバシー権などの問題から設置場所の手前に予告表示があるが、可搬式オービスには予告表示はないのか。 【交通第二課長】 可搬式オービスには予告表示はない。 なお、最高裁判例でオービスによるスピード違反者に対する撮影は、現に犯行が行われている状況で証拠保全の必要性があり、一般的に許容される限度を超えない相当のものであるため違憲ではないとの判例が出ている。</p> <p>(2) 交通安全施設やゾーン30の整備申請について <委員> 地元では、通学路等の道路が抜け道に利用され危険であるので、横断歩道やゾーン30を整備してほしいが、どうしたら整備してもらえるのか。 【交通第一課長】 地元の要望として、自治会でとりまとめ、自治会長から鈴鹿市役所交通防犯課に横断歩道などの設置要望を申</p>	

請していただきたい。

申請後に市役所から警察に情報提供されるが、道路表示であれば道路管理者が修繕等を行うこととなり、公安委員会の意思決定が必要な横断歩道や一時停止などについては警察で設置の必要性を検討する。

ゾーン30の整備は、自治体、警察などで協議会を作り、協議を重ねた上、地元の同意を得て整備を行う。

備 考	
-----	--